

<u>南三陸町復興整備協議会特別会議</u> <u>議事録</u>							
日	時	今回（第 17 回）	平成 2 6 年 2 月 1 4 日（金） 1 6：2 0～1 6：5 0				
		前回（第 16 回）	平成 2 5 年 1 2 月 2 6 日（木） 1 4：3 0～1 5：2 0				
場	所	宮城県庁 9 階 第一会議室					
復興整備事業		集団移転促進事業（１地区）・災害公営住宅整備事業（１地区） ①　志津川地区防災集団移転促進事業（志津川西地区の西地区） ②　志津川西地区災害公営住宅整備事業（西地区） ※　東日本大震災復興特別区域法第４９条第１項関係：　①②（農地転用区域の変更） 〃 第４９条第７項関係：　①②（開発許可）					
出席者		南三陸町	副町長 遠藤 健治 企画課長 阿部 俊光 復興事業推進課長 及川 明 復興市街地整備課長 沼澤 広信				
			復興庁	宮城復興局 主任専門調査官 大森 隆博 政策調査官 藤田 文彦 〃 主査 児玉 昌也			
				農林水産省	東北農政局 農村計画部農村振興課長 清水 一教 東北農政局 農村計画部農村振興課農村復興指導官 後藤 幸雄		
					宮城県	土木部 都市計画課 技術補佐（総括） 藤田 仁 〃 復興まちづくり推進室 室長補佐 佐々木 康栄 〃 建築宅地課長 千葉 晃司 〃 復興住宅整備室 技術補佐（班長） 小出 昇 農林水産部 農業振興課 副参事兼課長補佐（総括担当） 菊池 弘之 震災復興・企画部 地域復興支援課 副参事兼課長補佐（総括担当） 稲村 伸	

○協議内容

- 1 開 会（震災復興・企画部地域復興支援課 復興支援第三班 課長補佐（班長） 相澤 亮子）
- ・出席者紹介
 - ・会議の公開・非公開についての報告：会議を公開で行うことを報告
 - ・傍聴人への注意、WEB会議システムの説明

2 議 事

南三陸町復興整備協議会規約第7条により、南三陸町の遠藤副町長が議長となる。

(南三陸町副町長 遠藤)

それでは、ただいまから議事に入ります。

議事の流れといたしましては、まず、復興整備計画の全体について、事務局から説明いただき、質疑を行います。

その後、本案では、東日本大震災復興特別区域法の規定に基づき、農地転用許可の特例に関する事項、開発許可の特例に関する事項に関する事項がございますので、それぞれについて説明いただき、質疑を行います。

農地転用許可のためには、農林水産大臣の同意が必要となりますので、同意状況についてご確認させていただきます。

最後に、復興整備計画全体について、了承いただけるかお諮りします。

それでは、南三陸町復興整備計画（案）について、事務局から説明願います。

（南三陸町事務局 企画課長 阿部）

【様式第2について、主に変更部分を説明】

（南三陸町副町長 遠藤）

ただいま、事務局から説明がありましたが、皆様からご意見、ご質問はありませんか。

（出席者一同）

<意見、質問無し>

（南三陸町副町長 遠藤）

ご意見がないようですので、次へ進みます。

次に、今回の復興整備計画では、15ページ（4-②）に記載のとおり、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づき、農地法第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可の特例措置を適用することとしておりますが、この点について事務局から説明願います。

（南三陸町事務局 企画課長 阿部）

【様式第8について、主に変更部分を説明】

（南三陸町副町長 遠藤）

ただ今、事務局から説明がありましたが、皆様からご意見、ご質問はありませんか。

（出席者一同）

<意見、質問無し>

（南三陸町副町長 遠藤）

ご意見、ご質問がないようですので、進めさせていただきます。

この事項につきましては、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づき、土地利用方針に係る農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますが、東北農政局の農村振興課長 清水様、いかがでしょうか。

（東北農政局 農村復興指導官 後藤）

ただ今ご説明のありました内容について、異存はありません。以上です。

(南三陸町副町長 遠藤)

異存ない、とのご意見をいただきました。では、ただ今のご意見をもちまして、この事項につきましては、農林水産大臣のご同意をいただいたものといたします。

次に、今回の復興整備計画では、15ページに記載のとおり、東日本大震災復興特別区域法第49条第4項の規定に基づき、開発許可の特例措置を適用することとしておりますが、この点について事務局から説明願います。

(南三陸町事務局 復興市街地整備課長 沼澤)

【様式第10について説明】

(南三陸町副町長 遠藤)

ただいま、事務局から説明がありましたが、県の建築宅地課から補足することはございませんか。

(宮城県土木部 建築宅地課長 千葉)

事前に関係図書を提出いただいております、適法に処理していることを確認済みです。以上です。

(南三陸町副町長 遠藤)

ありがとうございました。ただいま、事務局から、また県建築宅地課から補足説明がありましたが、皆様からご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(出席者一同)

<意見、質問無し>

(南三陸町副町長 遠藤)

それでは最後に、今回の復興整備計画全体について、了承をいただけるかお諮りをしたいと思います。が、いかがでしょうか。

(出席者一同)

異議なし。(との声あり)

(南三陸町副町長 遠藤)

ありがとうございます。それでは、異議なしとのことで、今回の復興整備計画全体について、了承されました。以上で、議事を終了いたします。

3 閉 会

○協議結果

・集団移転促進事業(1地区)、災害公営住宅整備事業(1地区)の区域に対して、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項に基づく農地転用区域の変更、同法第49条第4項に基づく開発許可について、協議会で了承された。